

安全・安心な医療体制の構築を求める意見書

原子力災害に起因する様々な問題と長期間にわたり向き合っていくためには、県民が常に健康的で明るい生活を送ることができる環境づくりが絶対条件であり、そのための質の高い医療を提供できる体制の構築が最優先課題である。

しかしながら、震災後に県外へ流出した医師や看護師等の医療専門職がいまだに戻っておらず、また、新しい従事者の確保についても、効果的な対策を打ち出せないなど、震災から4年9か月以上が経過した現在にあっても、当県の医療体制は危機的状況にある。

また、避難生活の長期化等に伴い、当県における要介護認定率が全国平均を上回っており、今後更に介護サービスの需要が増加することも懸念されることから、県民に安全・安心な医療を提供していくためには、医療専門職の十分な確保を始めとした様々な取組も必要である。

よって、国においては、安全・安心な医療体制を構築するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 今後更なる高齢化の進行やリハビリテーション需要の増加が見込まれることから、医療従事者の育成及び確保対策の強化を図るとともに、国が主体となり設置している病院等を始めとする全国の医療機関から被災地に医療従事者を派遣するシステムの構築など、直接的な医療人材確保対策を講ずること。
- 2 公的な病院に対する支援だけでなく、民間病院や診療所等地域の医療機関の運営規模がこれ以上縮小しないよう、人材確保のために必要な資金や設備の提供についての取組を強化すること。
- 3 病院機能の充実のためには、医療従事者の確保と合わせて定着・離職防止等の対策が必要であることから、臨床研修病院や臨床研修医に対する支援の強化を図るとともに、医療従事者の働きやすい勤務環境づくりのため、過重労働の改善に向けた積極的な取組を行うこと。
- 4 ふくしまの復興を担う子どもたちが安心して医療を受診できるよう、乳幼児や子どもに対する医療費について必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月25日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
厚 生 労 働 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一